

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	第3回 清須市都市計画審議会		
開 催 日 時	令和3年12月6日(月) 午後3時から午後4時		
開 催 場 所	清須市役所 南館3階 第3会議室		
議 題	都市計画法第34条第12号に係る審議について		
会 議 資 料	資料1 都市計画法第34条第12号に係る審議について 資料2 清洲駅周辺及び市役所周辺地区の都市計画変更の進捗状況について		
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開		
傍 聴 人 の 数	0人		
出席者 及 び 欠席者	出席委員	河邑委員(会長)、小川委員、建部委員、服部委員、河村委員、時田委員、渡辺委員、鈴木委員、久野委員、富田委員	
	欠席委員	無	
		永田市長	
	事務局	永渕建設部長 都市計画課 長谷川課長、大竹係長、村上主査、平田主任、太田主事	
会議の経過			
<p>○開会(午後3時)</p> <p>○市長挨拶</p> <p>○会 長 事務局から説明をお願いします。</p> <p>●事務局 資料に基づき説明</p> <p>○会 長 ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>○委 員 周辺に対しての騒音に関しては、問題ないのでしょうか。</p> <p>●事務局 周辺に対しては、立地を希望している企業が事前に確認を取っていると報告を受けておりま</p>			

す。また、現在立地を希望されている企業は、住宅街の中で操業されていますが、問題なく操業されており、騒音に関しては大きいものではないと把握しており、また、騒音対策に関しては、今後も都度、立地する企業に対し指導をしていきます。

○委員

北側に関しては特に特別養護老人ホームがあるので特に対策が必要ではないでしょうか。

●事務局

本市の指導要綱に基づき、適切な対策を行うよう指導していきます。

○委員

今回、申出の許可が下りたとして、立地した企業は、時代が変わり製造するものや業態が変わる可能性があります、それは認められるのでしょうか。また市としての手続きに関しては何かあるのでしょうか。

●事務局

製造するものや業態が変わった場合は、再度県の業種判定会を経て操業は可能です。業種判定会に際してはどのような製品を、どの割合で製造するかなどを細かく提出しますので、突然違ったものを製造するようなことにはならないと考えております。また、区域申出の手続きは不要ですが、県の業種判定において、市を含めて協議を行うこととなっておりますので、本市の企業誘致課と連携しつつ手続きを進めていきます。

○委員

今後、マスタープランに基づき、工業系用途への編入を検討するエリアを指定していますが、このエリアの虫食い状態の開発についてはどのように考えていますか。

●事務局

今回の申出区域に関しては、立地を希望している企業側の事情も勘案しつつ、虫食い状態を避けるよう指導を実施しております。

○委員

今回の申出以外の近隣の区域に関しては、立地を希望されている企業について、新たに増築したいと考えた時には再度区域の申出が必要となってきますか。

●事務局

基準に沿ったものであれば、再度申出の手続きが必要です。また、駐車場であれば申出の必要がなく造成が可能です。

○会長

それでは、第1号議案について意見等ありますでしょうか。無いようですので、採決したいと思います。

第1号議案について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○会長

それでは、議案について原案どおり答申します。

●事務局 河邑会長ありがとうございました。以上もちまして、令和3年度第1回都市計画審議会を閉会 します。	
0	
会 議 の 結 果	第1号議案都市計画法第34条第12号に係る審議について 原案どおり可決。
問 い 合 わ せ 先	建設部 都市計画課 052-400-2911 (代表)